

山形広域環境事務組合一般職の職員等の旅費
に関する条例

〔昭和43年7月
共衛条例第8号〕

改正 昭和48年2月共衛条例第2号 昭和48年8月共衛条例第4号
昭和50年6月共衛条例第2号 平成4年1月共衛条例第1号
平成7年2月山広環条例第8号

山形広域環境事務組合一般職の職員等の旅費に関する事項については、山形市一般職の職員等の旅費に関する条例（昭和29年山形市条例第11号）の規定を準用する。

この場合において、同条例の規定中「市」とあるのは「組合」と、「市長」とあるのは「管理者」と読み替えるものとする。

（昭48条例2、昭48条例4、昭50条例2、平4条例1、平7条例8・
一部改正）

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和48年2月改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和48年8月改正）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 （昭和50年6月改正）

この条例は、公布の日から施行し、昭和50年4月1日から適用する。

附 則 （平成4年1月改正）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 （平成7年2月改正）

この条例は、平成7年4月1日から施行する。